

(新設)

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

| | | | 資料番号 | 6-6 | 担当課 | 農地・担い手 対策室 |
|---|-------------------|------|--------|---------|----------------------------|---------------|
| 法令名 | 農地中間管理事業の推進に関する法律 | 根拠条項 | 19の2-3 | 許認可等の内容 | 農用地利用配分計画によらない貸借権の設定等協議の同意 | |
| <p>○農地中間管理事業の推進に関する法律（抄） （平成25年12月13日法律第101号）</p> <p>第19条の2 農地中間管理機構は、一の農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農地利用集積計画をいう。以下同じ。）において当該農地中間管理機構が貸借権の設定等を受ける農用地について同時に貸借権の設定等を行う場合には、農用地利用配分計画によらず、当該貸借権の設定等を行うことができる。この場合において、当該貸借権の設定等を行うことについて同条第3項第4号の同意をしようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る農用地利用集積計画第18条第5項第1号及び第2号の要件に該当すると認めるときは、これに同意するものとする。</p> <p>（第18条第5項）</p> <p>一 農用地利用配分計画の内容が、基本方針及び農地中間管理事業規程に適合すること。</p> <p>二 第2項第1号に規定する者が、前条第2項の規定により公表されている者であること。</p> | | | | | | |